

平成18年(ラ)第1033号

抗告人 ラムル・ナイムほか18名

相手方 国ほか1名

意 見 書

平成18年9月22日

東京高等裁判所第8民事部 御中

相手方国訴訟代理人弁護士

黒澤基弘

相手方国指定代理人

藤澤裕介

土屋明人

高岩健治

岩間公典

西海茂洋

豊田尚吾

箕谷優

清原剛

古川佳世子



原 琴乃



前田 徹



江原功雄



北浦康弘



阿部智



仲澤純



土井俊範



菊地涉



栗原久江



鴨志田拓也



山近彦



竹上嗣郎



田中幸仁



草桶左信



山本彰祐



柴谷昌弘



田中一成



第1 抗告の趣旨に対する答弁

- 1 抗告人らの相手方国に対する抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用のうち、抗告人らと相手方国との間に生じたものは、抗告人らの負担とする。

第2 はじめに

抗告人らは、2006（平成18）年8月4日付け抗告理由書において、「コトパンジャン・ダム建設融資に関する交渉過程での「討議の記録」（1990年）」（以下「本件討議の記録」という。）について、「本件討議の記録に記載された事項の内、本件3条件に関する部分については、既に国会答弁等においてその基本的内容が明らかにされており、実質的にも秘密として保護に値するものであるとは認められない」から（4ページ）、これを提出することによりインドネシア共和国との信頼関係が損なわれるおそれがあるという外務大臣の意見は、相当の理由があると認めるに足りないと主張し（9ページ）、「公務員の職務上の秘密に関する文書」（民事訴訟法220条4号ロ、223条3項）に該当する旨の監督官庁の意見について、相当の理由があると認めるに足りないということはできないとした原決定の判断は誤っていると主張する。

しかしながら、上記主張の根拠として抗告人らが主張する内容は、結局、原審における主張の繰り返しにとどまり、これに対する相手方国の反論については、原審において述べたとおりであるから、これを援用する。

原決定は相当であり、抗告人らの相手方国に対する抗告はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以下、抗告理由書の記載に沿って、相手方国の主張をふえんする。

第3 相手方国の主張

1 相手方国の主張の要旨

本件討議の記録は、当事者間で非公開を前提として作成された外交文書であり、その性質上、これを公にすることにより我が国と他国との信頼関係が損なわれ、円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであるから、民事訴訟法220条4号ロ、223条4項1号に該当し、その提出義務はない。

また、上記提出義務の判断に当たり、イン・カメラ手続を行う必要はなく、また、本件討議の記録の一部提出を認めることは相当でない。

2 本件討議の記録が公務員の職務上の秘密に関する文書であること

(1) 討議の記録の外交実務上の性質について

外交文書として作成される討議の記録 (Record of Discussions。R/Dと略記されることもある。) については、どのような機会に作成し、その文書の内容や形式をどのようなものとするかに関する国際法上の規定はないが、外交通例等に照らせば、以下のとおりである。

まず、外交文書として作成される討議の記録とは、一般に、外交交渉や意見交換等において、二国間の政府又は関係当局の間で討議された内容を記録したものである。記録される内容は様々であるが、外交交渉や意見交換等の過程で表明された当事者双方の政策的な意図や立場が記録される場合が一般的である。ただし、すべての外交交渉や意見交換において討議の記録が作成されるものではなく、双方の当事者が、討議された内容を記録にとどめることを望む場合に作成されるものである。また、条約等の国際約束の締結の際に当該条約等の適用や解釈について両国の当事者間で確認したり、あるいは両国が共同して行う事業等について技術的な枠組みを設定したりする場合などにも討議の記録が作成されることがある。

次に、討議の記録を含む外交文書を公開し得るかどうかは、当該外交文書を作成する際に、作成当事者双方が公開することを前提としていたか否かによる。作成当事者双方が、公表することにより政治的な効果、政策広報的な

効果を得ること等を目的として公表することで一致する場合には公表される場合もある。しかしながら、当事者間で公開する意思なく作成された文書については、当事者の一方は、相手方の同意なしにはこれを公開しないということが外交上の慣習となっている。そのため、公開しないことを前提に作成された外交文書について、当事者の一方が、相手方の同意を得ないままこれを公開した場合、国際礼譲に反するものとして、相手国又はその他の国からの信頼を失うおそれがある。

(2) 本件討議の記録について

本件討議の記録は、日本国政府とインドネシア共和国政府との間の外交文書として、両国政府双方が公にしないことを前提として作成されたものである。

したがって、本件討議の記録を公にすれば、これにより我が国とインドネシア共和国政府との間の信頼関係が損なわれるのみならず、その他の国からの信頼を失うおそれがあり、将来の円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある。

ア 本件討議の記録が非公開を前提に作成された文書であること

本件討議の記録については、これまで日本国政府とインドネシア共和国政府との間で、本件討議の記録を公開することについて双方が同意したことではなく、日本国政府とインドネシア共和国政府との間で、公開しないことを前提として作成された外交文書であると認められ、このことは、平成3年4月22日の参議院決算委員会において、川上政府委員が、本件討議の記録について、「非公開を前提に先方政府と取り交わした討議の記録」と説明しているとおりである（甲B第24号証3枚目）。

また、今回、インドネシア共和国外務省に対し、本件討議の記録の提出に対するインドネシア共和国政府の意見を求めたところ、「1-R/Dの文書提出について、当該文書が裁判所に提出されることにより公表される

という事であれば、インドネシア政府としても大きな問題があると考える。

2 E／Nは公表を前提に締結されたものであるが、R／DはあくまでもE／Nに係る議論の記録として非公表を前提に作成した文書であり、これをどちらかの当事国が一方的に公表することは、相互の信頼関係に悪影響を及ぼす可能性がある。」との見解が表明されたもので(乙B第35号証)、これによれば、本件討議の記録が、公開しないことを前提として当事者間で作成された文書であることが一層明らかである。

イ 提出により他国との信頼関係が損なわれるおそれがあること等

上記アのとおり、公開しないことを前提として作成された本件討議の記録を公にすることは、外交上の慣習に反することになり、インドネシア共和国との間の相互の信頼関係に基づき保たれている正常な関係が損なわれるおそれがある。また、相手国の意向にかかわらず公開したことが他国にも知られれば、現在円借款事業を実施している他の国との信頼をも損なうばかりでなく、今後円借款を実施する他の国々から本件討議の記録が引き合いに出され、円借款案件に係る交渉上、日本国政府が不利な立場に立たされるおそれもあり、ひいては円借款事業の遂行自体に悪影響が及ぶおそれがある。

すなわち、非公開を前提として行った交渉や意見交換における過程や内容が公にされたり、あるいは第三者の知るところとなれば、相手国との関係において、日本国政府の情報管理あるいは秘密保持に関する長年築き上げた信頼を損なうことは明らかである。一度信頼関係を失えば、相手国との関係上、円借款業務にとどまらず、公にできない重要な外交情報の入手が困難となり、日本国政府にとって有利な外交活動や交渉を行うことが極めて困難になる。また、一たび、日本国政府が、情報管理や秘密保持について信頼を失えば、それは一国にとどまらず、他の国にも容易に伝播し、国際社会全体の信頼を失うことにつながりかねない。また、円借款に関す

る討議の記録の内容は、相手国との関係や円借款の事業等によって異なるものである。仮に、本件討議の記録を公にすれば、今後の円借款案件に係る交渉において他国の円借款案件と比較することにより、その国から条項等の見直しを求められるおそれがあるなど、将来の円借款業務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。

この点、上記アで述べたとおり、インドネシア共和国政府は、本件討議の記録の提出について明示的に反対の立場を表明しているところであるが、これに関し、同国外務省は、同国政府の意見として、「3 また、非公表を想定して作成した文書の内容が公になることにより、インドネシア国内において今後の有償資金協力事業の円滑な遂行を阻害するような状況が生じる恐れもある。4 また、第3国とのODAに係る交渉において不利な影響が生じる可能性もあると考えられる。」(乙B第35号証)との見解を表明し、本件討議の記録を公にすることが、日本国政府とインドネシア共和国政府との間の信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるのみならず、被援助国である同国の立場からみても、将来の円滑な円借款事業の遂行を阻害するおそれがあることを明らかにしている。

そうすると、抗告人らが、抗告理由書において、「本件討議の記録の内、本件3条件に関する部分を提出することが、今さらインドネシア政府の意思に一方的に反することにならないことは明白であり、また既に明らかになっていることを公にすることによって他の国々との関係に影響を与える事態も想定できない。」(抗告理由書14ページ)と主張することは明らかな誤りである。

ウ 小括

本件討議の記録は、日本国政府とインドネシア共和国政府との間で、非公開を前提に作成されたものであり、これを公開することは、インドネシア共和国の意思に一方的に反することになり、将来の円借款事業のみなら

ず、その他の外交活動の遂行や外交交渉自体にも悪影響が及ぶおそれがあるほか、国際社会全体の信頼を失うおそれもあるということができる。

以上によれば、本件討議の記録は、その提出により「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（民事訴訟法223条4項1号）がある文書であり、かつ、「公務員の職務上の秘密に関する文書で提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」（同法220条4号ロ）文書に該当するものである。

3 公務秘密文書該当性がないとの主張について

(1) 抗告人らの主張

抗告人らは、「本件討議の記録に記載された事項の内、本件3条件に関する部分については、既に国会答弁等においてその基本的内容が明らかにされており、実質的にも秘密として保護に値するものであるとは認められない」と主張し（抗告理由書4ページ），その根拠として、国会答弁、メモ書き、電報及び書簡等を挙げる（同4ないし8ページ）。

しかしながら、以下のとおり、抗告人らが指摘する国会答弁等によっても、本件討議の記録の具体的な内容が明らかになっているということはできないもので、抗告人らの主張は失当である。

(2) 川上外務省経済協力局長の国会答弁

抗告人らは、平成3年4月22日の参議院決算委員会及び平成4年3月2日の衆議院予算委員会における川上外務省経済協力局長の答弁から、「本件討議の記録の記載内容の内、本件3条件に関する部分は、2回の国会答弁で、住民の移転等の問題、補償措置等の問題に関し、具体的に何をどうしろという細かいところまでは書いていないが、全般的にきちんと確認していることが明らかにされている」と主張し、前記平成3年4月の答弁からは、「本件討議の記録の内容は、新聞報道された「①全世帯から移転に同意するとの署

名文書を得る②適切な移転先の用意③補償額は政府が一方的に押しつけるのではなく住民代表と協議を尽くしたうえで全住民と同意する④象の移転地を確保する」の4点と大きく異なると認められる。」と主張する（抗告理由書8、9ページ）。

しかしながら、平成3年4月22日の参議院決算委員会において、川上外務省経済協力局長は、本件討議の記録の内容について、「我が国としましては、検討の過程におきましてインドネシア側に対しまして環境配慮の重要性というものを強調しております。環境、住民移転等の諸点につきましてはインドネシア政府が具体的措置を講ずる旨を種々の段階で確認すると言うことを行っています。」「先方との話し合いの種々の過程においてこちら側から問題提起し、先方と意見交換をして新聞報道のような形になってきたということでございますが、この確認の文書そのものにつきましては、討議の記録という形で文書の形式にいたした次第でございます」、「中心は当然移転の問題それから補償基準等の問題でございます。」と答弁し、検討過程における確認の文書として、討議の記録という形式の文書を作成したことは明らかにしたもの、検討の過程そのものについては、論点を大づかみに紹介するにとどまり、具体的にどのような問題提起を行い、意見交換がされたか等について一切触れるところがない上、本件討議の記録の内容については、「討議の記録という形で文書の形式にいたした次第でございますけれども、ただいま現地では補償問題等住民移転の交渉が進行中でありますわけでございまして、その点の問題と、それから非公開を前提に先方政府と取り交わした討議の記録ということでございますので、この場での説明はご容赦願いたいと思います。」と述べ、答弁中でその詳細についての説明を行わない旨を明確にしている（甲B第24号証14ページ）。

また、平成4年3月2日の衆議院予算委員会において、川上外務省経済協力局長は、「ただいま申しました確認措置の中身につきましては、ご指摘の

とおり、移転地の確保の問題等の住民移転にかかる問題それから補償基準等の問題が中心でございますけれども、さらに、野生動物の保護にかかる措置等につきましても含めまして、相手国との交渉の過程で、こちら側から要請し、先方から確認をいただいている次第でございます。」「本件につきましては、交渉の過程におきまして、討議の記録という形で、文章の形に今申しました内容のことをいたしております次第でございます。」「討議の記録の中身の話についてでございますけれども、先ほども申しましたように、住民の移転等の問題、補償措置等の問題でございまして、具体的に何をどうしろという細かいところまでは書いてございませんが、全般的に、先ほど申しましたように、相手の内政干渉にならないような限度におきましてきっと討議の記録の中で確認してきたということでございまして、」と答弁していることからも明らかなどおり、前記平成3年4月における答弁の内容を越えた説明は行っていない（乙B第11号証11ページ）。

したがって、川上外務省経済協力局長の2回にわたる答弁から、本件討議の記録の内容が、新聞報道（甲B第23号証）された4点と大きく異ならないと認められるとの抗告人らの主張は、上記各答弁の内容を正解しないでされたもので、理由がない。

（3）篠塚徹〇E C F理事の国会答弁

抗告人らは、平成11年5月17日の参議院行政監視委員会における篠塚徹〇E C F理事の答弁からは、本件借款契約における3条件に関する規定の内容が明らかであり、「本件交換公文の翌日に本件借款契約が締結されることを考え合わせると、本件討議の記録の本件3条件に関する記載は、本件借款契約に記載されたそれと異ならないと認められる。」と主張する（抗告理由書6、9ページ）。

しかしながら、平成11年5月17日の参議院行政監視委員会における篠塚理事の答弁（乙B第12号証13ページ）は、飽くまで借款契約に関する

ものであって、本件討議の記録にどのような記載がされているかに言及するところはないから、上記答弁を根拠として、本件討議の記録の内容が公になっているとすることには論理の飛躍があり、抗告人らの上記主張はおよそ理由がない。

また、借款契約と本件討議の記録とは、文書の形式や法的性格が異なるところ、単に借款契約の締結日が本件討議の記録の作成日の翌日であることをもって、借款契約の内容と本件討議の記録の内容が大きく異ならないと認定できるとする抗告人らの主張は、根拠に基づかない思い込みにすぎない。

(4) 情報公開手続により公開された資料

ア 抗告人らは、平成2年5月24日付けの「インドネシア・コタパンジャン水力発電所建設計画における環境配慮について」(甲B第18号証005)に係る決裁書の表紙部分に、「E/N本体での言及」、「移転同意の『同意』はいらないか」、「象の調査」とメモ書きされているとした上、同メモ書きからは、同決裁書の3枚目の墨塗り部分において、「交換公文及び借款契約では、移転に対する住民の同意、象の保護等を借款供与の条件として盛込むとともに、これを日本側の同意にからせることにより、立退を迫られる住民や象に被害が発生しないよう日本政府及びJ B I Cにおいてその履行について監理にあたることを特約することを記載したものと推認される。」と主張する(抗告理由書6ページ)。

しかしながら、抗告人らが指摘する上記のメモ書きの内容から抗告人の主張するような推認を行うことは、論理の飛躍も甚だしく、単なる憶測にすぎないので、およそ理由がない。

このことは、平成2年12月13日及び平成3年9月19日に日本国政府とインドネシア共和国政府の間で署名された円借款供与に係る交換公文(E/N)に、移転に対する住民の同意、象の保護等が借款供与の条件として盛り込まれていないことからも(乙A第11号証)、一見して明らか

である。そもそも移転住民の問題については、インドネシア共和国の内政問題であり、日本国政府が、その主権の及ばないインドネシア国民に対して被害が発生しないよう、その履行について監理に当たる法的義務を負うことなどあり得ず、その旨特約することも考えられないもので、抗告人の上記主張はおよそ失当である。

イ また、抗告人は、平成2年6月25日付けインドネシア大使館あて電報第593号（甲B第18号証007）、同年7月4日付け外務大臣あて電報第1331号（同号証008）、同年8月27日付けインドネシア大使あて電報第837号及び別FAX公信（同号証009、010）の各電報の墨塗り部分の記載内容を推測し、その推測を前提として、同部分に本件討議の記録に関する記載があり、借款供与の条件が記載されているなどとする主張する（抗告理由書7ページ）。

しかしながら、そもそも抗告人の上記主張の趣旨が判然とせず、少なくとも、抗告人が指摘する各墨塗り部分の存在をもって、本件討議の記録の内容が公にされている根拠とすることはおよそ考えられないから、主張自体失当であることは明白である。

(5) リアウ州知事の書簡

抗告人は、1990（平成2）年7月12日付けのリアウ州知事から国家開発企画庁（BAPPENAS）長官あてられた書簡（甲B第47号証訳文15ページ）において、日本政府によって提示されている条件の一部が明らかにされているとした上、同書簡の作成時期からすると、同書簡の内容は、同年6月25日付けインドネシア大使館電報第593号（甲B第18号証007）に基づき、同大使館からインドネシア共和国政府に対し、移転に対する住民の同意、象の保護等を借款供与の条件として盛り込むことの可否を照会したことを受け、同政府がリアウ州知事に対しその対応を照会し、これに対し同知事が回答したものと認められると主張する（抗告理由書8ペー

ジ)。

しかしながら、そもそも抗告人らの主張する上記電報第593号（甲B第18号証007）の墨塗り部分の記載内容自体、単なる憶測に基づくものである。また、上記の1990（平成2）年7月12日付けリアウ州知事の書簡が作成されたのは、外務省から在インドネシア日本国大使館宛に交換公文や本件討議の記録の案文等が発信された同年8月27日（甲B第18号証009号証）より1か月以上前である。さらに、同知事の書簡が添付された「コトパンジャン水力発電プロジェクトで影響を受ける住民への調整活動、並びに移転・再定住のための手引き」（甲B第47号証）が作成されたのは同年1月20日であり、前記の交換公文等の案文が最終的に確定した同月26日（甲B第18号証012の1枚目）よりも前である。以上のことから、リアウ州知事から国家開発企画庁長官にあてられた書簡において日本政府によって提示されている条件の一部が明らかにされているとの抗告人らの主張が、単なる憶測に基づくものにすぎないことは明らかである。

そうである以上、抗告人らが指摘するリアウ州知事の書簡をもって、本件討議の記録の内容が公にされていることの根拠とすることはできない。

(6) 小括

以上によれば、抗告人らの「本件討議の記録の記載内容の内、本件3条件に関する部分は、その内容がほぼ公にされているものと認めることができる」との主張は、明らかに理由がない。

このことは、本件討議の記録の不開示決定に関する平成16年12月7日付け情報公開審査会の答申書（疎乙第1号証）において、「当審査会において見分したところによれば、本件対象文書（引用者注：本件討議の記録を意味する。以下同じ。）にはその後国会答弁などにより明らかにされた内容と同旨のものが含まれていることは認められるが、本件対象文書は、全体として外務省とインドネシア政府との間で行った交渉の過程で行われた討議の主

要内容を記録したものであり、その内容全体についてこれまで公表されておらず、既に公表された情報を記録した部分とその他の部分が容易に区分し難い状態で含まれていることが認められる。」（同8ページ）と判断されていることからも裏付けられる。

4 外務大臣の意見に相当の理由があると認めるに足りないと主張について

(1) 本件討議の記録の記載内容の秘密性がないとの主張について

抗告人らは、「本件討議の記録の記載内容の内、本件3条件に関する部分については、すでに本件討議の記録に記録された事項が国会答弁や情報公開により明らかになっているのであり、これを提出したことでことさらインドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められない。上記部分については秘密にしなければならない事項は存しない」（抗告理由書12ページ）から、原決定が、外務大臣の平成16年12月17日付け「文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）」（以下「外務大臣意見書」という。）における意見について、「相当の理由があると認めるに足りない」ということはできないと判断したことは誤りであると主張する（同9ページ）。

しかしながら、上記2及び3において詳述したとおり、本件討議の記録のうち、「本件3条件に関する部分はその内容が既に公になっている」ということはできないから、抗告人らの上記主張は、その前提を欠き、理由がない。

(2) 外務大臣の意見が抽象的であるという主張について

抗告人らは、「本件討議の記録の内、本件3条件に関する部分を提出することが、今さらインドネシア政府の意思に一方的に反することにならないことは明らかであり、また既に明らかになっていることを公にすることによって他の国々との関係に影響を与える事態も想定できない」とした上、そうである以上、「外務大臣の意見は、本件討議の記録の記載された事項の内、本件3条件に関する部分を提出することにより、インドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがある具体的な事由を全く明らかにしていない」というほか

ない」と主張する（抗告理由書14ページ）。

しかしながら、本件討議の記録が非公開を前提に作成された文書であること及び同文書の提出により他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることについては、上記2(2)において詳述したとおりであり、これと同旨の外務大臣意見書の意見が、単に抽象的な危惧を述べるものでないことは明らかである。

しかも、今回、インドネシア共和国外務省に対し、本件討議の記録の提出に対する同国政府の意見を求めたところ、「1 R/Dの文書提出について、当該文書が裁判所に提出されることにより公表されるという事であれば、インドネシア政府としても大きな問題があると考える。2 E/Nは公表を前提に締結されたものであるが、R/DはあくまでもE/Nに係る議論の記録として非公表を前提に作成した文書であり、これをどちらかの当事国が一方的に公表することは、相互の信頼関係に悪影響を及ぼす可能性がある。3 また、非公表を想定して作成した文書の内容が公になることにより、インドネシア国内において今後の有償資金協力事業の円滑な遂行を阻害するような状況が生じる恐れもある。4 また、第3国とのODAに係る交渉において不利な影響が生じる可能性もあると考えられる。」との見解が表明されたもので（乙B第35号証）、これによれば、当のインドネシア共和国政府が、本件討議の記録の公表が、相互の信頼関係に悪影響を及ぼす可能性があることを認めており、同国内において今後の円借款事業の円滑な遂行を阻害するような状況が生じるおそれもあるとした上、第三国とのODAに係る交渉へも影響が生じるおそれがあるというのであるから、抗告人らの上記主張は、その前提に誤りがあることが明らかであり、およそ理由がない。

(3) 小括

以上によれば、本件討議の記録は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるお

それがある文書であり、民事訴訟法220条4号口に該当するとした外務大臣意見書の意見は、同法223条4項に照らして相当であり、抗告人らの主張は理由がない。

5 イン・カメラ手続を求める主張について

抗告人らは、外交文書が民訴法220条4号口所定の文書に該当するかどうかについて判示した最高裁判所平成17年7月22日第二小法廷決定（民集59巻6号1888ページ）における滝井裁判官の補足意見を引いて、「インドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがある具体的な事由を外務大臣や日本国は全く明らかにしておらず、外務大臣の意見や日本国の主張から、インドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあることについて相当な理由があるとは到底認められず、イン・カメラにより本件討議の記録の記載内容が確認されるべきである」と主張する（抗告理由書15ページ）。

しかしながら、上記の滝井裁判官の補足意見は、「裁判所は、監督官庁が民訴法223条4項各号に掲げるおそれのあることを理由として同法220条4号口所定の文書に該当する旨の意見を具体的に述べたとき、（中略）それだけでは監督官庁の意見の相当性を基礎付けることについての心証を得られないときには、（中略）当該文書を提出させることができること」をしているものである。

しかるに、これまで述べたとおり、本件討議の記録を公にすることは、民事訴訟法223条4項1号に規定する「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」があると認められ、また、本件討議の記録は、同法220条4号口所定の文書に該当すると認められるのであって、外務大臣意見書における意見が相当であることは明らかであるから、「それだけでは監督官庁の意見の相当性を基礎付けることについての心証を得られないとき」に該当しないもので、上記滝井裁判官補足意見によつても、イン・カメラ手続が求められる場面であるということはできない。

よつて、抗告人らの上記主張は理由がない。

6 一部提出を求める主張について

抗告人らは、「本件3条件に関する条件は、他の部分とは区別して記載されているものと認められ、本件3条件に関する部分を切り分けることは容易であると認められる」とし、「本件討議の記録の内、本件3条件に関する記載部分について、一部提出を認めることは可能」であると主張する（抗告理由書15ないし17ページ）。

しかしながら、上記の点については、本件討議の記録に関する情報公開審査会の答申書（疎乙第1号証）において、「既に公表された情報を記録した部分とその他の部分が容易に区分し難い状態で含まれていることが認められる。」

（8ページ）と明記されていることからも裏付けられるとおり、抗告人らの主張は理由がない。

また、上記2(2)で述べたとおり、インドネシア共和国政府は、本件討議の記録の公開自体に反対の立場を表明しているのであって（乙B第35号証）、仮にその一部であっても提出した場合、相手国との信頼関係を著しく損なうことは明らかである。

したがって、本件討議の記録の一部提出を認めることは相当ではない。

第4 結語

以上によれば、抗告人らの相手方国に対する抗告は、理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。